

【卒業の認定に関する方針の公表】

第 14 条 休学、転学、転科または退学しようとする者は、その理由を記入し保証人連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 病気その他止むを得ない理由によって 2 ヶ月以上引続き欠席する場合は、その理由を記した書面に診断書等を添付し校長に願い出て休学の許可を受けなければならない。
- 3 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別な理由がある者については、さらに 1 年の延長を認めることができる。
- 4 休学期間は、一学年期間で 2 年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第 4 条の修業年限には算入しない。
- 6 健康上その他特別に必要があると認めた者は、出校の停止を命ずることがある。
- 7 休学中の者が復学を希望する場合は、校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 8 本校の提携先に留学する者は、その留学期間中を休学扱いとする。なお、この場合の休学については第 15 条第 5 項に定める在籍期間の計算に含めないものとする。

第 15 条 本校所定の課程を試験等による評価のうえ終了したと認める者には、卒業証書を授与する。成績評価（試験）に関する規定は、本校規定のとおりとする。ただし出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

- 2 本校に入学を許可された者で、専修学校、短期大学、大学等において履修した科目（調理実習を除く）について、校長が教育上有益と認めたときは、240 時間（8 単位）を超えない範囲で本校において履修したものとみなす。
- 3 本校を卒業した者は、調理師法に基づく調理師免許資格を取得することができる。ただしパティシエ・ブーランジェ科・国際調理ビジネス科は除く。
- 4 本校の調理専門課程 高度調理技術科を卒業した者には、職業実践専門課程（平成 27 年文部科学省告示第 23 号）専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。
- 5 在籍期間は、修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。ただし特別な理由がある者については、校長の許可を得ることにより在籍期間の延長を認めることができる。

第 16 条 成績優秀であって他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

- 2 前項該当者で希望者は特待生に選定し褒賞金を支給することがある。

第 17 条 学生の本分に反し、本校の規則に違反した者は懲戒する。

- 2 懲戒は情状によって戒告、停学、退学及び除籍とする。

第 18 条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わず校納金を納入指定期日より滞納し、催告してもなお納入の見込みがない者に対し、定期試験、追・再試験の受験資格の喪失、各種証明書の交付を停止することができる。